

船舶事故調査報告書

平成28年4月21日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	乗揚
発生日時	平成27年8月11日 23時01分ごろ
発生場所	静岡県静岡市清水港 清水真埼灯台から真方位070° 710m付近 (概位 北緯35° 01.4′ 東経138° 31.4′)
事故の概要	貨物船 ^{きよしま} 清島丸は、清水港内を南東進中、防波堤に乗り揚げた。 清島丸は、球状船首に凹損等を生じた。
事故調査の経過	平成27年8月11日、調査を担当する主管調査官（横浜事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済み
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	貨物船 清島丸、499トン 137011、鈴与海運株式会社、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構
乗組員等に関する情報	船長、四級（航海） 航海士A、三級（航海）
負傷者	なし
損傷	球状船首に凹損等
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北北東、風力 2、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 上げ潮の初期
事故の経過	本船は、船首約2.8m、船尾約4.2mの喫水で、京浜港横浜区に向けて清水港を出港した。 船長は、出港部署配置から昇橋した航海士Aが船橋当直を引き継ぐことを進言したので、まだ港内であったものの、いつもと同じ諸注意を航海士Aに指示すれば問題ないものと思い、船橋当直を引き継いで降橋した。 本船は、清水港外防波堤南灯台（以下「南灯台」という。）の灯火を左舷正横に見て左転し、港内航路に沿って航行する予定であった。 航海士Aは、船橋当直を引き継いだ直後、南灯台の灯火を左舷前方に見て南東進中、左舷船首方の港内航路付近に白灯1個を視認したが、レーダー画面では船の映像が確認できなかったため、白灯を見ることに注意を向けていた。 本船は、南灯台を通過して南東進を続け、三保防波堤の潜堤に乗り揚げた。
分析	A船は、航海士Aが、左舷船首方に認めた白灯1個に注意を向け、左転することを失念したことから、南灯台の灯火を左舷正横に見るようになっても南東進を続けたものと考えられる。

	<p>船長は、まだ港内であったものの、いつもと同じ諸注意を航海士 A に指示すれば問題ないものと思い、降橋したものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、夜間、航海士 A が、左舷船首方に認めた白灯 1 個を見ることに注意を向け、左転することを失念したため、南灯台の灯火を左舷正横に見るようになっても南東進を続け、本船が防波堤の潜堤に乗り揚げたことにより発生したものと考えられる。</p>
参考	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 防波堤の出入口等に向かう場合は、変針時機を失することがないよう、船位の確認に努めること。 ・ 港内では、船長が自ら操船を行うこと。